

新公審査答申（個）第40号  
令和5年3月23日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年4月20日付け、新東総第53号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月7日付け新東健第5463号の2により行った決定のうち、別表の番号（以下「番号」という。）15、16の項目の内容を非開示としたことは妥当である。その余の非開示とした内容は開示することが妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 個人情報の開示請求

令和3年12月24日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、審査請求人の母親（以下「故人」という。）が暴力を受けた件で、新潟市の対応がどのような経過であったか分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

##### 2 実施機関の決定

令和4年1月7日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、「相談・通報・届出受付票」（以下「受付票」という。）及び「情報共有協議票」（以下「協議票」という。）を特定し、条例第14条第1号、第2号及び第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

令和4年1月11日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和4年4月20日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査

会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

故人が助けを求めた事に対して、どのような安全対策が行われたのか知りたい。虐待した相手は判明しているので、本人の訴えた事や言葉が証拠となる。重要な部分を開示して欲しい。他にも虐待に苦しんでいる言葉が病院のカルテに記載してあった。刑罰を判断するための本人の言葉を知りたい。

暴行を受けていた事実がある。どのような対応をしたのか情報を開示できないという理由は全く納得できない。都合の悪い事を隠す行為は、区役所への不信感が強くなった。どういう状況で介入しなかったのかが全くわからず、まずい対応を隠蔽しているとしか思えない。

民法的には信義誠実の原則という考え方があり、誠実な行為を行っていない人は、権利を主張できないというふうに解釈されるので、暴行を振るっていた人がプライバシーの保護を主張していたとしても、認められないとなるので、加害者のプライバシーを守るための条例というのは全く納得できない。

信義誠実に反している人のプライバシーを守らず、罪を犯していたことの情報を少しでも開示していただきたい。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

条例第14条により一部開示し、または、開示できない理由については、個人情報一部開示決定通知書のとおりである。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書のうち、一部の情報については、条例に規定する非開示情報に該当するとして本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

本市条例には、第14条に「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。」、条例第13条第3項に「次の各号に掲げる者は、死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と、規定しており、その第1号に、請求できるものとして死者の死亡当時における死者の子を認めている。

そのため、本件請求は、故人の子によって行うことができるものである。

以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、別表「受付票」（高齢者の虐待についての相談や通報があった場合に作成するもの）及び別表「協議票」（虐待の可能性、緊急性、必要な情報収集、事実確認の方法と役割分担など関係機関で情報を共有するために作成するもの）に記載されているものが対象となる。

## 3 本件決定の妥当性について

### (1) 条例第14条第1号の該当性について

ア 実施機関によると、「受付票」に記載されている項目のうち、相談者、本人の意向、虐待（疑い）の状況及び「協議票」の協議内容の番号1、2、4、12、13については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）により、秘匿とされている通報又は届出をした者を特定させる情報が含まれているためとして、本件決定をしている。

イ 法によると、「当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」（第8条）と規定がある。当審査会が、「受付票」及び「協議票」を見分したところ、実施機関への通報又は届出は故人によるものではないが、その内容は故人からの情報であることが確認できた。

ウ そうすると、「受付票」にある個人情報は、故人は当然に知っているものであり、審査請求人も、その主張から、故人がどこで、どのような相談をしているのか承知しているものと認められると言える。

よって、番号1、2、4、12、13は、本件決定の非公開理由とする条例第14条第1号に該当しないことから、公開することが妥当である。

### (2) 条例第14条第2号の該当性について

ア 実施機関によると、

(ア)「受付票」に記載されている項目のうち、本人の番号3及び「協議票」の協議内容の番号16については、当該事務事業を行うものと本人との信頼関係を損ねたり、正確な情報を得ることができなくなり、評価や判断の中立性を損なう。

(イ)「協議票」の協議内容の番号14、15については、記録の内容を提供した第三者と本人との信頼関係を損なうおそれがある。

(ウ)「協議票」の番号17、18については、相談の効果が期待できなくなったり、未成熟な情報で、不正確な理解や誤解を与える。

以上のことから、いずれも、当該事務事業あるいは将来の同種の事務事業の執行に支障が生ずるおそれのあるものに該当するとして、本件決定をしている。

イ 当審査会で、「受付票」及び「協議票」を見分したところ、実施機関による個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する情報が記載されていること、また、その事務事業の中には、本人に知られないことを前提として実施している情報があることが確認できた。

しかし、当該個人情報の対象である本人は、本件請求時にはすでに亡くなっていること、病院名や病院からの情報収集という開示情報から、特定の第三者からの情報であることが推測できること、今後の対応についての情報も、その後の実施機関の対応状況は知るところであることから、上述（ア）、（イ）及び（ウ）の番号3、14、17、18については、非公開とする理由は認められないと言える。

ウ そこで、当審査会は、非開示とした理由について、改めて実施機関に確認したところ、具体的な理由は得られなかった。

よって、非開示情報番号3、14、17、18は、本件決定の非公開理由とする条例第14条第2号に該当しないことから、公開することが妥当である。

### （3）条例第14条第3号の該当性について

ア 実施機関によると、「受付票」の番号5から11までについては、開示請求者以外のものに関する情報であって、実施機関として措置等を行っていない案件の相手方の情報を開示することは、開示請求者以外のものとの社会的信用を不当に低下させるといった正当な権利利益を侵害するおそれのあるものに該当するとして、本件決定をしている。

イ しかし、養護者に関する情報は、故人からの情報である。また、条例の手引には、「死者の個人情報が不適切に取扱われた場合、死者の名誉を傷つけ、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれがあること等の理由から、条例の対象から除外していない」、「非開示情報から除かれる第三者の個人情報として、開示請求者と当該第三者との関係等を考慮する必要がある。例えば、請求者の家族構成に関する情報など、開示請求者と当該第三者との間に特別の関係がある場合において、開示請求者が既に知っており、又は当然知り得べきものであって、そのことから社会通念上相当であると認められる個人情報については、第14条第3号ただし書きアに含まれると考えられる。」とある。

ウ そうすると、本件審査請求人は、養護者に関する情報について、その氏名や故人が同居していること、又は自身が同居していたときの生活状況など具体的に主張していることから、前述のとおり開示請求者がすでに知っており、又は当然知り得べきものと言える。

よって、非開示情報番号5から11までについては、本件決定の非公開理由とする条例第14条第3号に該当しないことから、公開することが妥当である。

## 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 4月21日	実施機関の諮問書を受理
令和4年10月20日	審査会開催（第1回）
令和4年11月21日	審査会開催（第2回）
令和5年 1月23日	審査会開催（第3回）
令和5年 2月20日	審査会開催（第4回）
令和5年 3月16日	審査会開催（第5回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子

別表

文書名	番号	本件対象個人情報のうち非開示とした情報		非開示が妥当
「受付票」	1	相談者	氏名（記入欄）	
	2		本人との関係等（〃）	
	3	本人	主疾患（〃）	
	4	本人の意向：（〃）		
	5	養護者	氏名（〃）	
	6		性別（〃）	
	7		続柄（〃）	
	8		年齢（〃）	
	9		同居・別居の別（〃）	
	10		電話番号（〃）	
	11		職業（〃）	
	12	虐待（疑い）の状況（頻度及び世帯構成を除く記入欄）		
「協議票」	13	協議内容	1行目から8行目	
	14		10行目	
	15		12行目の1文字目から16文字目まで	妥当
	16		15行目の41文字目から43文字目まで及び16行目	妥当
	17		17行目の5文字目から16文字目まで	
	18	【今後の対応】（記入欄）		

（注意）

- 1 行数は、「協議票」の協議内容の記入欄を上から数えたものである。
- 2 文字数は、当該行に記載された文字を左から数えたものである。句読点、記号、括弧はそれぞれ1文字として数えている。